

# (参考) 通信教育連携協力施設の類型

- **通信制高等学校は、地理的・時間的制約を超えて展開できる通信教育の特性を踏まえ、実施校のほかに、分校、協力校、指定技能教育施設、他の学校等の施設、サポート施設等を展開して、通信教育の活動拠点を広域に設けている実態がある。**こうした実施校以外に展開される施設について、その全体は「**サテライト施設**」として総称される。
- 文部科学省は令和3年3月の制度改正において**サテライト施設を「通信教育連携協力施設」として、法的位置づけを明確化。**(高等学校通信教育規定を改正)

※イメージ図 (広域通信制高等学校の場合)

